自転車防犯登録のポイント

NO. 2

無登録の自転車の新規登録

次の2通りの方法があります。

- ① 警察署で手続きを行う。
- ② 交番,駐在所で「防犯登録証明書」の発行を受けて貰い、その証明書を確認して 貴店で新規登録を行う。

ただし、貴店が申請者に販売した自転車であることが明白な場合は、「防犯登録 証明書」は必要ありません。

例として、1週間前に、貴店が販売した自転車で、お客様が再来店して、「防犯登録をして欲しい。」旨の申請を受けた場合などです。

※ 「防犯登録証明書」

警察官が実際に自転車を確認して、「不正な自転車ではない。」ことを証明する 書類です。交番、駐在所で発行しています。

県外から転入して来た方の防犯登録

自転車の防犯登録制度は都道府県単位で行われており、他県から転入された方は 広島県の防犯登録が必要となります。

- 1 申請者が他県の防犯登録カードの控えを所持している場合
 - 貴店で車体番号を確認の上、新規登録をしてください。
 - 他県の旧防犯登録証は、申請者が希望すれば、抹消せずに残しておくことができます。

例として、申請者が将来、県外の元の住所地に再転出する可能性がある場合です。 この場合は、広島県の新しい防犯登録証(シール)は、他県の防犯登録証(シ ール)と重ならないように貼付してください。

○ 他県の旧防犯登録を抹消する場合は、「抹消カード」に必要事項を記入の上、新規 登録カードと一緒に県防連に送付してください。

「抹消カード」の防犯登録番号欄には、枠線を気にせず、他県の防犯登録番号を正しく転記してください。

2 申請者が他県の防犯登録カードの控えを所持していない場合

次の2通りの方法があります。

- ① 警察署で手続きを行う。
- ② 交番,駐在所で「防犯登録証明書」の発行を受けて貰い、その証明書を確認して 貴店で新規登録を行う。

公益社団法人 広島県防犯連合会